

平成14年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成14年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	(1) 計画一般(敷地の有効利用、配置計画、ゾーニング・動線計画、各部門・各室の計画等) (2) 設計課題の特色に応じた計画 ①敷地周辺の環境に配慮した建築物の計画並びに敷地及び屋上の緑化計画 ②生涯学習部門とスポーツ施設部門のゾーニング・動線計画 (3) 構造・設備に対する理解 (4) 設計図書の表現 (5) 設計条件に対する重大な不適合(失格項目) ①要求図面のうち1面以上欠けるもの、又は面積表が完成されていないもの ②「ラーメン構造による鉄筋コンクリート造(一部を鉄骨造としてもよい。)、地下1階地上3階建」でないもの ③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等) ④床面積の合計が「2,300 m²以上、2,800 m²以下」でないもの ⑤「所要室」及び「その他の施設」のうち、次のいずれかの室又は施設が計画されていないもの 教室(全くないもの)、図書室、浴室(全くないもの)、プール室(プールがないものを含む)、トレーニングルーム、エアロビクススタジオ、更衣室(2室ない場合は失格)、ラウンジ、レストラン、エントランスホール、屋上庭園 ⑥来館者用の乗用エレベーター(1基)が計画されていないもの ⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの
採点結果の区分(成績)	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：失格項目に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として必要な「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：36.6%、ランクⅡ：20.5%、ランクⅢ：10.1%、ランクⅣ：32.8%
合格基準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。